

第6部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

【主担当部：総務部、消防部】

第1項 活動方針

○ 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の被害拡大を防止する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
県への通報	総務部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 (施設所有者等、各関係機関)
情報の収集伝達等体制	総務部 消防部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 (施設所有者等、各関係機関)
自衛隊の災害派遣要請	総務部	【発災後3時間以内】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等 (県、消防、警察) ・応援要請(各部)
資機材等の確保	総務部	【発災後3時間以内】 資機材の不足が確認され次第速やかに	・被害状況等 (消防、警察) ・資機材要請(各部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策

ア 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

イ 移送業者等に対する指導等

危険物等の移送等について、路上取締等を実施し、移送業者等の指導を行う。

ウ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

エ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故発生時の緊急措置

ア 事故発生に係る県への通報

危険物施設の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者又は、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

ウ 警戒区域の設定及び一般市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

ク 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設・毒劇物施設・放射性物質施設

(1) 事故発生時の緊急措置

ア 事故発生に係る県への通報

各施設等で事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 市民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の市民に事態の周知を図り、市民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、市民に周知徹底する。

ケ 避難の指示及び場所等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の市民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、市民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈海上保安部の実施する対策〉

1 海上の危険物対策

事故等発生時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- (1) 危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。
- (2) 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限、もしくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

2 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

■関係事業者の実施する対策

1 平常時の予防対策

(1) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

2 事故発生時の対策

(1) 危険物施設

ア 危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ 事故発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

ウ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(2) 高圧ガス施設

ア ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

イ 事故発生に係る県等への通報

県、警察、消防へ事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(3) 火薬類施設

ア 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

イ 事故発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(4) 毒劇物施設

ア 毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ 事故発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

ウ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5) 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

ア 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

(ア) 伊勢保健所

(イ) 鳥羽警察署

(ウ) 鳥羽市消防本部

(エ) 鳥羽市役所

イ 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

【主担当部：総務部、消防部、関係各部】

第1項 活動方針

- 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺市民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
活動体制の確立	総務部 消防部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・被害状況等 (各関係機関)
関係機関への通報	消防部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 (各関係機関)
応急対策活動	関係各部	必要に応じ	・事故状況等(各関係機関) ・応援要請等(各部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 突発的災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努める。

なお、詳細については、各市の地域防災計画によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、市長が必要と認めた場合には市災害本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 事故発生に係る通報

航空機の墜落等の大規模事故発生の際の通報を受けた場合は、災害時等即報要領により速やかに通報する。

(3) 応急対策活動

必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被害情報の収集

イ 消防応急活動及び救助活動

ウ 医療・救護活動

エ 被災者及び周辺市民の避難対策活動

オ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請（三重県水難救済会等）

■事業者が実施する対策

〈鉄道事業者における措置〉

1 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

2 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

3 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

5 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

6 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第3節 流出油事故等への対策

【担当部：総務部、農林水産部、環境部、消防部、定期船部、建設部】

第1項 活動方針

○流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部 定期船部 建設部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (事業者、海上保安庁、各関係機関)
災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 農林水産部 定期船部 建設部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (事業者、海上保安庁、各関係機関)
市民に対する広報、避難の勧告、指示及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 (事業者、海上保安庁、各関係機関)
防災資機材の調達搬入	総務部	【発災後6時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 (事業者、海上保安庁、各関係機関)
自衛隊、他市町等に対する応援要請	総務部	【発災後6時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 (事業者、海上保安庁、各関係機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 平時の対策

(1) 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとする。

ア 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等

イ 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

(2) 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。

ア 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備

イ 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備

ウ 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）

エ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

(4) 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。

2 事故発生時の市の対策

(1) 流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。

(2) 災害情報の収集及び関係機関への連絡

情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。

(3) 市民に対する広報、避難の指示及び誘導

災害、事故の状況から必要と認めれば市民への広報、避難の指示及び誘導を行う。

(4) 防災資機材の調達搬入

化学消火薬剤等必要資機材の調達のため、県に対して提供要請及び搬入を行う。

(5) 自衛隊、他市町等に対する応援要請

災害が大規模で、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、他市町に対する応援要請や県に対して自衛隊の応援要請をする。

(6) その他の災害の規模に応じた措置

3 消防本部の措置

(1) 災害情報の収集及び伝達

(2) 陸上での火気使用禁止措置

(3) 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定

(4) 人命救助及び負傷者等の救急搬送

(5) 海上保安庁との連絡調整

(6) その他の災害の規模に応じた措置

■防災関係機関が実施する対策

〈海上保安庁等の実施する対策〉

1 災害情報の収集及び伝達

2 海上での消火及び火気使用禁止措置

3 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒

4 流出油の拡大防止措置

5 タンカーの船長がとるべき措置の指示

6 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置

7 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置

8 消防本部との連絡調整

第6部 事故等による災害対策
第1章 重大事故等対策

- 9 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- 10 協議会に対する協力要請
- 11 自衛隊への災害派遣要請
- 12 その他の災害の規模に応じた措置

〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

1 所管事項の対策及び関係機関への協力

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

■原因者等が実施する対策

1 発災事業所、船舶等の措置

- (1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- (2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) 火気使用禁止措置
- (4) 事業所内での危険区域の設定
- (5) 市民に対する広報活動
- (6) 流出油の回収措置
- (7) 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (8) その他の災害の規模に応じた措置

第4節 原子力災害対策

【主担当：総務部、健康福祉部、関係各部】

第1項 方針

- 三重県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）にも含まれていない。
- しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要としている。
- 本市も、県、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行なうこととする。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な情報（主な収集先）
災害情報の収集・伝達・広報	総務部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	県災害対策本部
防護措置の要請	総務部	モニタリング等の情報により 防護措置が必要となった時	県災害対策本部
放射性物質による環境汚染への対処要請	総務部	放射性物質による環境汚染が 発生した時	県災害対策本部
県外からの避難受入	総務部	避難受入れ要請を受けた時	県災害対策本部
風評被害等の軽減	総務部 関係各部	風評被害等の影響が予見される時	県災害対策本部
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	市民に健康不安等が生じた時	県災害対策本部

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

市は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、市災害対策本部を設置し、県と情報交換を密にし、モニタリング結果等入手した情報については必要に応じて、県と協力し、市民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置の要請

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて、県及び警察と連携し、市民へ多様な媒体を活用し屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県にスクリーニング及び除染について要請し、連携して行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、県に必要な措置の要請を行う。

3 放射性物質による環境汚染への対処要請

放射性物質による環境汚染に対して、市民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対処を県に要請する。

4 県外からの避難受入れ

県から県外からの避難者受入れ要請又は協定締結に基づく要請があった際には、市として受け入れ可能な場合、保有する施設を避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止及び影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

市民の健康不安解消や市民が被ばくした際のために、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、市民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策 _____

〈津地方気象台の実施する対策〉

1 周辺府県の気象状況の提供

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県へ周辺府県の気象状況を提供する。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策

【主担当部】：消防部、健康福祉部、総務部

第1項 活動方針

○ 大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2項 災害発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
情報収集・連絡調整	消防部	【覚知後速やかに】 大規模火災の発生が予測されるとき	火災発生状況 (通報者、関係者)
消防活動	消防部	【覚知後速やかに】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防団、関係機関)
救急活動	消防部 健康福祉部	【発災後1時間以内】 多数の救急患者の搬送等が必要なとき	救急患者、現場救護所等の状況(医療機関等)
避難措置	消防部	【覚知後速やかに】 大規模火災の発生が予測されるとき	火災発生状況 (通報者、関係者)
資機材の調達等	消防部 総務部	【発災後3時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (関係協力機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害予防

(1) 消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る

ウ 自衛消防力の強化育成

消防本部を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

(2) 防災知識の普及

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、消防本部が関係機関団体等と協力し、春秋2回火災予防運動を実施する。

イ 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

ウ 立入検査指導の強化

消防本部は、常に管轄内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報収集・連絡調整

ア 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

イ 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 消防活動

ア 管轄内の火災等による災害が発生した場合における消防活動は、消防本部及び消防団を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

イ 消防活動の主体として、管轄内で火災等の災害が発生した場合に、市民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、市民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ 本市のみでは、対応できないほど災害が大規模な場合は「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し、要請する。

また、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

エ 災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(3) 救急活動

ア 消防本部は医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、近隣市町村のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

ウ 平常時において、市民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(4) 避難措置

ア 発災時には、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

イ 必要に応じて避難所を開設する。

(5) 資機材の調達等

ア 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

■市民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地周辺の市民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地周辺の市民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第2節 林野火災の対策

【主担当部】：消防部、健康福祉部、総務部

第1項 活動方針

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災による被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合は、その軽減を図る。

第2項 災害発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
消防活動	消防部	【覚知後速やかに】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防団、関係機関)
林野火災空中消 火活動	消防部	【発災後3時間以内】 空中消火活動が必要と認めら れるとき	火災発生状況 (消防団、関係機関)
救急活動	消防部 健康福祉部	【発災後1時間以内】 多数の救急患者の搬送等が必要 なとき	救急患者、現場救護所等 の状況(医療機関等)
資機材の調達等	消防部 総務部	【発災後3時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (関係協力機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 平常時の予防対策

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 関係機関の強力を得て、一般市民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図るものとする。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災防止標識を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

イ 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

2 災害発生時の応急対策

(1) 消防活動

ア 管轄内で火災等による災害が発生した場合における消防活動は、消防本部及び消防団を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

イ 消防活動の主体として、管轄内で火災等の災害が発生した場合に、市民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、市民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ 本市のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

また、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

エ 災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(2) 林野火災空中消火活動

ア 空中消火の実施

市は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

(ア) 初動体制

a 災害情報等の報告

市長は、市地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

b 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第4章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

c 火災現場付近の状況把握

(a) 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

(b) 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

d 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

e 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第3章第19節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（防災対策部）に報告する。

なお、報告内容については、次の内容により行うものとする。

- (ア) 林野火災の発生場所
- (イ) 林野火災焼失（損）面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数（機種別）
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

(3) 救急活動

ア 消防本部は医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、近隣市町村のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

ウ 平常時において、市民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(4) 資機材の調達等

ア 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

3 県林野火災対策等資機材管理運用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」による。

■市民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災周辺の市民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地周辺の市民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。